

(1)使用中の電気機器の場合

- 使用中の電気機器が低濃度PCB含有電気工作物に該当することが判明した場合は、関東東北産業保安監督部東北支部電力安全課（022-221-4947）に遅滞なく届出をすることが必要です。

(2)保管中・廃棄物の場合

- 使用を終えて廃止した低濃度PCB含有電気工作物は、低濃度PCB廃棄物になります。廃棄物処理法の保管基準に従って適正に保管し、年度末時点で保管しているもの及び処分したものの状況を、翌年度の6月30日までに保管場所を管轄する各地域県民局環境管理部（青森市又は八戸市の場合は、それぞれの市）に届出をすることが必要です。

★ PCB 特別措置法に基づく届出書の様式は青森県ホームページからダウンロードできます。

低濃度PCB 廃棄物の保管

- 低濃度 PCB 廃棄物は、「特別管理産業廃棄物」に該当し、処分までの間、廃棄物処理法に定める保管基準（保管場所表示や漏洩防止措置等）に従って保管する必要があります。（右図参照）
- 事業場ごとに「特別管理産業廃棄物管理責任者」を設置する必要があります。



低濃度PCB 廃棄物の処理

- 処分は、環境大臣認定の無害化処理施設又は都道府県知事などの許可を受けた特別管理産業廃棄物処分業者の処理施設で行われています。
- ★ 認定・許可を受けた事業者に関する最新情報は環境省ホームページを参照してください。
- ★ PCB 廃棄物の収集運搬業者（青森県知事許可）の一覧は青森県ホームページを参照してください。
- 銘板情報などから高濃度PCB廃棄物に該当しないことが明らかなコンデンサー等については、絶縁油のPCB濃度分析を行わなくても低濃度PCB廃棄物とみなして認定等を受けた施設で処理することが可能です。

期限までに処分しなかった場合

- 環境大臣又は都道府県知事・政令市長は、保管事業者に対して処分その他必要な措置を講ずるよう命ずることができます（**改善命令**）。
- この命令に違反した場合、保管事業者は**3年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこれら両方**が科せられることがあります（保管事業者が**法人の場合は1,000万円以下の罰金**）。

お問い合わせ先

【PCB廃棄物の届出等に関すること】

青森県 東青地域県民局 環境管理部	017-763-5292	〔管轄区域：東津軽郡、上北郡（野辺地町・横浜町・六ヶ所村）〕
中南地域県民局 環境管理部	0172-31-1900	〔管轄区域：弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡〕
三八地域県民局 環境管理部	0178-27-5111	〔管轄区域：十和田市、三沢市、上北郡（七戸町・六戸町・東北町・おいらせ町）、三戸郡〕
下北地域県民局 環境管理部	0175-33-1900	〔管轄区域：むつ市、下北郡〕
青森市 環境部 廃棄物対策課	017-718-1086	〔管轄区域：青森市〕
八戸市 市民環境部 環境保全課	0178-51-6195	〔管轄区域：八戸市〕

【PCB使用製品（PCB含有電気工作物）に関すること】

経済産業省 関東東北産業保安監督部 東北支部 022-221-4947

【このパンフレットの内容全般に関すること】

青森県 環境生活部 環境保全課
県境再生・PCB廃棄物対策グループ 017-734-9584

PCBに関する各種情報は
青森県ホームページにおいて
詳細に掲載しています



今すぐ
調査

低濃度PCB 廃棄物の
処分期限

令和9年(2027年)3月31日まで

この印刷物は3,000部作成し、印刷経費は1部当り9.9円です。

低濃度PCB 廃棄物

作業場や倉庫などの古い電気機器に低濃度PCBが含まれている可能性があります。

PCB 廃棄物は処分期限までに処分が必要です。

いますぐ確認をお願いいたします。

低濃度PCB 廃棄物の例



変圧器



コンデンサー



低圧コンデンサー



溶接機

低濃度PCB含有の可能性がある電気機器には、**自家用電気工作物**の変圧器や電力用コンデンサー等の他に、電気溶接機、X線照射装置、昇降機、分電盤、モーターなどに付属又は内蔵する**低圧コンデンサー（非自家用電気工作物）**があります。

PCBとは？

- PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、人工的に作られた主に油状の化学物質で、電気を通しにくい、燃えにくい、耐水性に優れるなどの特性があり、電気機器の絶縁油や熱交換器の熱媒体、感圧複写紙、塗料など様々な用途に使用されていました。
- 昭和43年に発生した「カネミ油症事件」などを契機に、その有害性が社会問題化し、昭和47年以降、製造や使用が中止されましたが、当時製造された機器などが現在も使用されている可能性があります。
- PCBは、その濃度に応じて「高濃度」と「低濃度」に区分されますが、低濃度でも人体への強い毒性があります。

濃度区分	PCB 濃度の判定基準	
高濃度	5,000 mg/kg(0.5%)超	【可燃性のPCB汚染物は100,000 mg/kg(10%)超】
低濃度	0.5 mg/kg超 5,000 mg/kg(0.5%)以下	【可燃性のPCB汚染物は0.5 mg/kg超 100,000 mg/kg(10%)以下】

※PCB濃度が0.5 mg/kg以下のものは、PCB不含有として取り扱います。

万が一、高濃度PCB 廃棄物が発見された場合

- 高濃度PCB 廃棄物の処分期限は既に終了しており、ただちに処分しなければなりません。
- 万が一発見された場合は、すぐに県（青森市又は八戸市の場合は、それぞれの市）にご連絡ください。

低濃度PCB 廃棄物の処分期限
令和9年（2027年）3月31日まで

低濃度PCBが含有されている可能性のある電気機器類

《自家用電気工作物の例》



変圧器



電力用コンデンサー



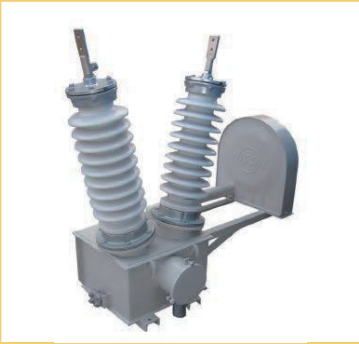
開閉器



遮断器



リアクトル



避雷器
(サージアブソーバー)

など

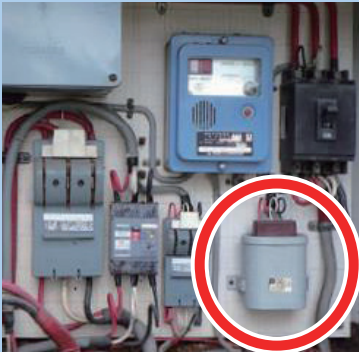
《非自家用電気工作物（低圧コンデンサー）の例》



X線発生装置
(コンデンサー内蔵)



X線検査装置
(コンデンサー内蔵)



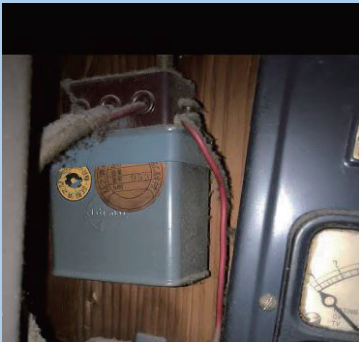
低圧分電盤内の
低圧コンデンサー



電気溶接機
(コンデンサー内蔵)



電気溶接機の内部に取り付けられた
低圧コンデンサー



配電盤に設置された
低圧コンデンサー

など

低濃度PCB調査方法

《自家用電気工作物》

- 自家用電気工作物の高圧受電設備は、通常、キュービクルと呼ばれる金属箱の中や電気室内で変圧器、遮断器、コンデンサー等とともに設置されています。
- 使用中の電気機器の確認では感電するおそれがあるため、**必ず電気機器の保守・点検を行っている電気主任技術者等に依頼**し、定期点検などの機会をとらえて調査するようにしてください。



キュービクル

《非自家用電気工作物（低圧コンデンサー）》

- 低圧受電する設備の分電盤内のコンデンサーや溶接機等に内蔵されたコンデンサー等の自家用電気工作物以外の機器は、自らメーカー等に確認するか、電気工事業者等に依頼して行ってください。

低濃度PCB判別方法

《自家用電気工作物》

電気機器	製造時期	判別方法（PCB濃度が0.5 mg/kgを超えているか）
変圧器等 (絶縁油採取可能機器)	平成5年(1993年)以前	PCB含有の可能性あり 停電時に絶縁油を採取してPCB濃度を測定
	平成6年(1994年)以降	PCB含有の可能性不明 この期間に製造・出荷された機器で絶縁油の交換や継ぎ足しが行われたもの、又は絶縁油の交換や継ぎ足しの記録が確認できなければ、絶縁油を採取してPCB濃度を測定 ※ただし、 富士電機製 の一部の機器については、平成6年までに出荷された機器は「PCB含有の可能性あり」
コンデンサー (絶縁油封じ切り機器)	平成2年(1990年)以前	PCB含有の可能性あり 廃棄物となったものに穴を開け、絶縁油を採取してPCB濃度を測定(使用中の機器に穴を開けた場合は、使用不可能となります。) または低濃度PCB廃棄物とみなして処分
	平成3年(1991年)以降	PCB含有の可能性なし ※ただし、 ニチコン製 のコンデンサーについては、平成3年以降のものでもPCB含有の報告があるため上記「PCB含有の可能性あり」と同様に判別(詳細は同社HP参照)

《非自家用電気工作物（低圧コンデンサー）》

電気機器	判別方法（PCB濃度が0.5 mg/kgを超えているか）
建物の分電盤や壁面に設置された低圧コンデンサー	①建物の壁面や分電盤内を確認 ②あれば、銘板を見て、●メーカー名●製造年●型式 を記録 ↓ ニチコン製または製造年が平成2年（1990年）以前の場合 ③メーカーに確認 ↓ 低濃度PCB汚染の可能性がある場合 ④自家用電気工作物のコンデンサーの判別方法に沿って調査
X線装置、電気溶接機、昇降機等に組み込まれた低圧コンデンサー	①X線装置、電気溶接機、昇降機等の銘板を見て、●メーカー名●製造年●型式 を記録 ②メーカーに確認 ↓ 低濃度PCB汚染の可能性がある場合 ③低圧コンデンサーの設置または付属が無いか確認 ④あれば、銘板を見て、●メーカー名●製造年●型式 を記録 ↓ ニチコン製または製造年が平成2年（1990年）以前の場合 ⑤メーカーに確認 ↓ 低濃度PCB汚染の可能性がある場合 ⑥自家用電気工作物のコンデンサーの判別方法に沿って調査